資料 6-3

第18回自然環境部会 諮問案件

三陸復興国立公園の指定

(陸中海岸国立公園の公園区域及び公園計画の変更 並びに国立公園の名称変更)



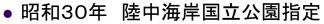






. . . .

陸中海岸国立公園 経緯



(岩手県普代村松磯から岩手県釜石市大根崎)

● 昭和39年 公園区域の変更(南部公園区域の拡張)

(岩手県釜石市大根崎から宮城県気仙沼市岩井崎)

昭和46年 公園区域の変更(北部公園区域の拡張)

(岩手県久慈市高家川口から岩手県普代村松磯)

● 平成 6年 公園区域及び公園計画の全般的な

見直し(再検討)

● 平成12年 第1次点検

● 平成23年 東日本大震災の発災(3月11日)

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興

<基本理念>

三陸復興国立公園の 創設を核とした グリーン復興

-森・里・川・海が育む自然とともに歩む復興-



<基本方針>

- 1. 自然の恵みを活用する
- 2. 自然の脅威を学ぶ
- 3. 森・里・川・海の つながりを強める

グリーン復興プロジェクト

- ① 三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)
- ② 里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③ 地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅(復興エコツーリズム)
- ④ 南北につなぎ交流を深める道(みちのく潮風トレイル 青森県蕉島~福島県松川浦)
- ⑤ 森・里・川・海のつながりの再生
- ⑥ 持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進
- ⑦ 地震・津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング)

三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成) 「三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方」(平成24年3月9日 中央環境審議会答申)

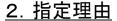
- ▶ 三陸復興国立公園の区域については、 既存の陸中海岸国立公園を中核として、青森県八戸市の 蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその 周辺の自然公園を対象に、自然景観や利用状況の調査を したうえで段階的に、再編成を行う。
- ▶ 自然公園の区域と保護・管理のための地域区分は、 復興に貢献する観点から迅速に再編成するために、既存 のものとすることを基本として検討を進める。
- ▶ ただし、将来的には、自然の恵みである生態系サービスの 源にもなっている豊かな生態系の保全を進めるために、また、復興の過程で変化する自然環境にふさわしい公園管 理を進めるために、地域区分を見直す。

三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成) 「三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方」(平成24年3月9日 中央環境審議会答申)

- ▶ 利用のために公園計画については、 長距離海岸トレイルやエコツーリズムといった利用形態に 対応することも含めて見直す。
- ▶ 再編成を行う国立公園の名称は、 復興に貢献する観点と、国外も含め多くの関係者の支援 を受けるためにも、「三陸復興国立公園」とし、復興状況を 見て、将来にふさわしい名称を再度検討することが適当と 考えられる。

三陸復興国立公園の指定のポイント(1)

- 1. 指定の範囲
- 〇陸中海岸国立公園及び種差海岸階上岳県立自然公園を「三陸復興国立公園」として新規指定



〇北上山地が太平洋に接する地形の形成史及び地質 の観点から一体的な地域で、海岸地形は岩手県宮古 市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と岩手県 宮古市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美 な自然海岸の景観が傑出しているため、国立公園と して指定するもの。

三陸復興国立公園の指定のポイント(2)

- 3. 風景形式・景観要素・テーマ
- <風景型式>
- 〇わが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出 した自然海岸
- <主な景観要素>
- 〇海食崖、リアス海岸、砂浜海岸とマツ林、海岸植生、 古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡 、文化景観等
- <テーマ>
- ○自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれて きた暮らしと文化が感じられる国立公園



三陸復興国立公園の指定のポイント(3)



- 4. 新たに国立公園に編入される種差海岸階上岳地域
- ①種差海岸階上岳県立自然公園(青森県八戸市及び階上町)の 区域を、新たに国立公園に編入(2,406ha)
- ②①に隣接する鮫角灯台及び種差噴水公園及び周辺 地域についても、公園区域に編入(2箇所:17ha)
- ③保護規制計画は、復興に貢献する観点から迅速に再編成するため、県立自然公園の計画を踏襲
- ④利用施設計画は、優れた海岸景観について適切な利用を進めるよう、集団施設地区、園地、歩道、車道等の計画を配置

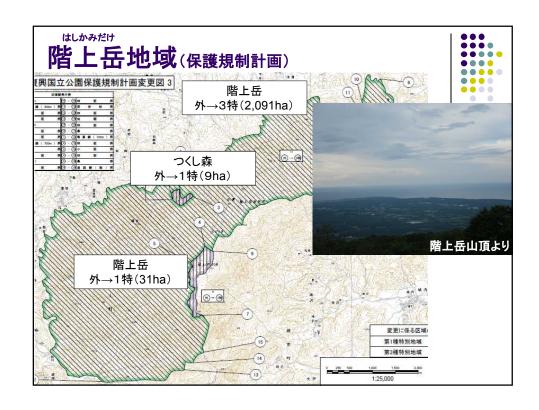
面積の増減

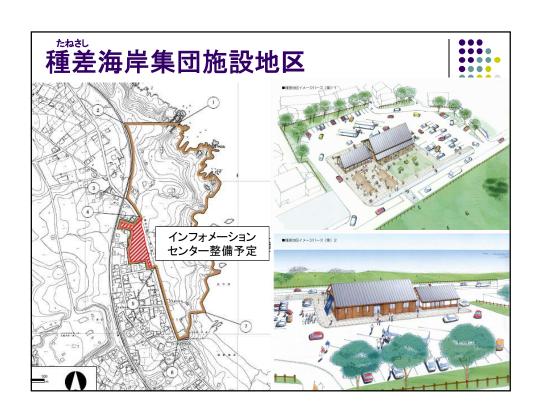


| 変 更 前 | 変 更 後 | 面積の増減 |
|--|--|---|
| 陸域:12,212ha 海域:39,400ha | 陸域:14,635ha 海域:41,300ha | 陸域: +2,423ha 海域: +1,900ha |
| 特別保護地区: 438ha 第1種特別地域: 878ha 第2種特別地域: 5,281ha 第3種特別地域: 3,692ha 普通地域(陸域): 1,923ha 普通地域(海域): 39,400ha 海域公園地区: 23.4ha | 特別保護地区:438ha 第1種特別地域: 946ha 第2種特別地域: 5,430ha 第3種特別地域: 5,848ha 普通地域(陸域): 1,973ha 普通地域(海域): 41,300ha 海域公園地区:23.4ha | 特別保護地区:0ha 第1種特別地域: 68ha 第2種特別地域: 149ha 第3種特別地域: 2,156ha 普通地域(陸域): 50ha 普通地域(海域): 1,900ha 海域公園地区: 0ha |
| | | |







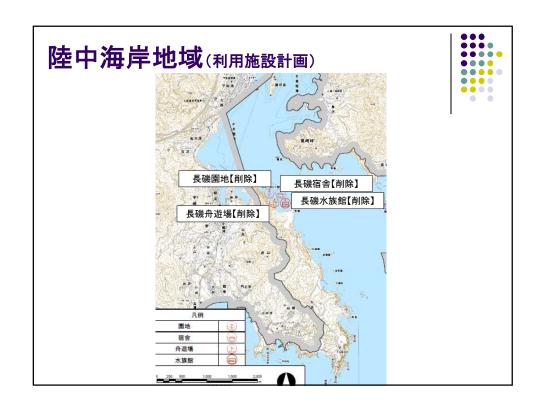












三陸復興国立公園の指定を受けた新たな取組

- 1. 普及啓発・情報発信
- ▶ 指定記念式典及び各種イベントを開催し、指定について広く問知するとともに、国立公園の保護管理及び利用推進に関して、地域関係者の機運醸成を図る。
- ▶ 国立公園としての利用情報の積極的な発信を行い、利用 を推進するとともに、公園事業者との連携強化を図る。
- 2. 新たに国立公園に編入された区域における管理の強化
- ▶ グリーンワーカー事業等による外来植物の除去、展望地における修景伐採による景観の保全・管理を推進する。 案内所等の利用拠点の整備や自然ふれあい行事の開催等を行い、適切な利用を推進する。

三陸復興国立公園の指定を受けた新たな取組

- 3. これまでの利用形態に加えた新たな利用や国立公園内 外の連携の推進
- ▶ 久慈市、山田町、気仙沼市において、国立公園内の資源 も活用したエコツーリズムを推進する。
- ▶ みちのく潮風トレイル(東北太平洋岸自然歩道線道路(歩道))は、路線を決定し、標識等の整備やトレイルマップの作成等を進め、平成25年秋を目標に部分開通する。
- ▶ 海上からの景観を楽しむための新しい利用形態を推進。

三陸復興国立公園の指定を受けた新たな取組

- 4. 自然の脅威を学び伝える場としての利用拠点の整備
- ▶ 岩手県宮古市において、被災した野営場の施設を遺構として残し、津波の脅威を学ぶ場を整備する。
- ▶各拠点施設の復旧・再整備においては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、震災廃棄物由来の再生資材等を有効活用する。
- 5. 三陸復興国立公園の再編成の推進
- ▶ 南三陸金華山国定公園について、平成25年秋以降の編入を目指して作業を進める。

中央環境審議会委員の視察



日 時: 平成24年11月25日(日)~27日(火)

参加者: 武内和彦 部会長 下村 彰男 小委員長

桜井 泰憲 委員白山 義久 委員土屋 誠 委員中静 透 委員あん・まくどなるど 委員 小泉 武栄 委員鷲谷 いづみ 委員敷田 麻実 委員

行 程:青森県八戸市及び階上町の公園区域拡張予定箇所や、 陸中海岸国立公園の状況、グリーン復興プロジェクトの 事業予定地。

